西粟倉村農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和 6年3月26日(木) 午後6:00~ 6:35
- 2. 開催場所 あわくらホール
- 3. 出席者

農業委員			事務局			
0	神原	秀吾		事務局長	萩原	勇一
0	小椋	義宣		事務員	萩原	眞幸光
0	政久	剛志	欠			
0	萩原	眞壽雄				
0	春名	昌美				
0	青木	英隆				
0	上山	光重				
0	新田	茂				
0	清水	貴志				
0	春名	光博				
0	田中	裕之				
0	井上	誠				

4. 議事日程

- 議事録署名委員の選出
- 議案第1号 農地法第3条
- · 議案第2号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第3号 農地法第5条
- 議案第4号 非農地判断
- ・ 議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- 報告第1号 農地法第18条
- 報告第2号 現況証明

5. 議決事項

・ 議案第1号 許可・不許可・ 議案第2号 許可・不許可

・ 議案第5号許可・不許可

6. 内容

それでは、3月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願いします。		
それでは、議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願いします。		
まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号9番の清水委員と 10番の春名光博委員にお願いします。		
それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。		
失礼します。		
それでは、早速ですが資料2ページ目をお願いします。		
議案第1号 P2 農地法第3条の案件です。		
■申請番号77番(所有権移転) 8筆		
譲渡人 西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏		
譲受人 兵庫県●●● 番地 ●●● 氏		
本件は、贈与による所有権移転となります。 詳細は、3~16ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わりま		
す。		
第1号議案について、何かありますでしょうか。		
他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。		
次に、第2号議案について、事務局から説明をお願いします。		
議案第2号 P17 基盤強化法第19条(農業経営基盤強化促進法)に係る利用権の設定についてです。 今回、3件の申請がありました。うち新規の設定が0件、再設定が3件となります。		
■申請番号 2-79 番(使用貸借) 2 筆		
利用権の設定をうける者 西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏		
利用権の設定をする者 東京都●●● 番地 ●●● 氏		
■申請番号 2-80 番(使用貸借) 3 筆		
利用権の設定をうける者 西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏		
利用権の設定をする者 西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏		
■申請番号 2-78 番(使用貸借) 3 筆		

	利用権の設定をうける者 西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏					
	利用権の設定をする者 西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏					
	以上、各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を 19~22 ページに添付して					
	以上、各甲請の甲請書類と利用権設定する土地の地積図を19~22 ペーンに添付して おりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。					
	43 9 よ 9 V2 C C YE più (/ C C V · 。					
会長	 第2号議案について、何かありますでしょうか。					
- A IX	M2 JBARTE JV C、FIN のフよう C U よ J N 。					
(意見聴衆)						
(15() 1-16()						
特になし						
会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。 次に、第3号議案について、事務局から説明をお願いします。					
	The state of the s					
事務局	議案第3号 P23					
3, 3,3,7,3	農地法第5条に係る転用の案件です。					
	■申請番号 83 番 1 筆					
	譲渡人 西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏					
	譲受人 大阪府●●● 番地 ●●● 氏					
	■申請番号 84 番 1 筆					
	譲渡人 西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏					
	譲受人 大阪府●●● 番地 ●●● 氏					
	83 番については、申請地の向い地にある●●●氏が経営する●●●社が夏休みのキ					
	ヤンプ場として、関西圏から子供を連れてきており、経営しています。しかし、利用者					
	の増加と共にキャンプサイト不足が発生している状況にありました。そこで、平成●●					
	年度に近隣の用地を模索していたところ、耕作放棄地となっていた当該地であった現所					
	有者の●●●氏へ相談することとなり、現在、キャンプサイトとして利用されていると					
ころです。ただ、当該地は農地であり、農業振興地域区域内にも指定され						
	であり、無断転用しているところですが、遊休農地にもなっていたことから、状況を鑑					
	み、令和5年度に、農振除外を行ったところです。また、第1種農地であることから、 県にも確認したところ、岡山県の「農地転用許可に係る審査基準」内にある、既存の施 設の拡張であって、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1 を超えないものに限り、例外的に転用を認めることができるとあります。結果、始末書					
	を添付の上、追認許可を審議いただくものです。					
	84番については、同じく、●●氏が経営する●●●社の駐車場として、整備を予定					
しているものです。本農地も、第1種農地でありますが、83番と同様、岡山 転用許可に係る審査基準」内にある、既存の施設の拡張であって、拡張に係						
					地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限り、例外的に転用を	

認めることができるとあります。

	以上2点、審議のほどよろしくお願いします。 詳細については、P24~48 をご参照ください。
会長	第3号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	
特になし	
会長	他に無いようでしたら、第3号議案についてはご承認いただきました。
	次に、第4号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号 P14 非農地判断に関する案件です。
	■申請番号 87 番 188 筆 (186 筆)
	うち 田 45 筆 うち 畑 143 筆(141 筆)
	本議案送付後、2筆、保留の申し入れがありました。P17の西粟倉村●●●番地について、耕作をするとのことですので、本議案から削除願います。 農地パトロールにより非農地の状況にあったもののうち、納税義務者または相続人がわかった方のみ今回の議題としております。なお、未提案のものについては、引き続き相続調査を行い、まとまり次第、改めて議題とさせていただければと思います。 また、前年度と同様、ご承認いただけましたら、非農地通知を行います。その後、総務企画課税務係に一覧表を渡し、そこから、地方税法第381条第7項の規定により、職権による地目変更の申出を行う予定となっております。以上で説明を終わります。
会長	第4号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	
特になし	
会長	他に無いようでしたら、第4号議案についてはご承認いただきました。
	次に、第5号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	P49 議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明させていただきます。
	農業委員会においては、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な手段により公表することが、農業委員会等に関する法律第37条で義務付けられていることから、次のとおり公表したします。 また、今年度から、目標の設定については、3月末までに、実績については、4月末

	までに公表することとなっています。 詳細については、P49~51 をご参照ください。			
会長	第5号議案について、何かありますでしょうか。			
新田委員	農業委員会定数が14となっているが、縮減することはできないか。			
事務局長	条例改正が必要になるため、議会への上程が必要となります。 現在のところ、変更の予定はありません。			
(意見聴衆)				
その他なし				
会長	他に無いようでしたら、第5号議案についてはご承認いただきました。 次に、報告第1号について説明をお願いします。			
事務局	■報告事項第1号 P52 農地法第18条の合意解約の届出です。			
	■報告番号 74 番渡人: 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏受人: 勝央町●●● 番地 ●●● 氏			
	■報告番号 75 番渡人:西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏受人:西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏			
	 ■報告番号 76 番 渡人:西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 受人:西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏 			
	■報告番号 81 番渡人:西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏受人:神奈川県●●● 番地 ●●● 氏			
	詳細は、54~58 ページになります。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。			

(意見聴衆)

特になし

会長	無いようでしたら、次に報告第2号について説明をお願いします。			
事務局	■報告事項第2号 P59 現況証明願(非農地証明願)の届出についてです。			
	■報告番号 82 番 1 筆 届出者 西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏			
	本件は、P61 の通り、申請者の父や兄弟が現在の庭の様な状態にしてきた経緯があるということで、西粟倉村農業委員会非農地証明書発行事務取扱要領第4条第4号により、人為的に無断転用された土地であっても、その行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合は、発行してもさしつかえないものとする。となっています。会長、会長代理および清水委員による現地確認の結果、適当と判断されましたので、証明書の発行を行うことといたします。			
	詳細は、P60~66に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。			
(意見聴衆)				
特になし				
会長	無いようでしたら、その他、事務局からありますでしょうか。			
事務局	① 令和5年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価について			
	各委員にお配りしています、活動報告書(紫色)を3月末までに記入し、P106~107 の点検・評価への記入をお願いします。この表をもとに、5月の農業委員会で、評価 していくこととなる予定です。			
	提出は、4月19日までにお願いします。			
	以上です。			
会長	以上よろしいでしょうか。			
	無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。			
事務局長	お疲れさまでした。			
	それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。			
会長代理	~閉会~			

年	月	日
---	---	---

議事録署名委員

議事録署名委員